

国民健康保険

国民健康保険税の仕組み

国民健康保険税額は、所得割・均等割・平等割の合計で決まります。

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれで、所得割・均等割・平等割の税額・税率が決まっています。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳以上65歳未満のみ)
所得割	所得×9.1%	所得×2.6%	所得×2.3%
+ 均等割 (1人あたり)	25,700円	8,100円	8,900円
+ 平等割 (1世帯あたり)	30,400円	9,600円	4,500円

18歳以下のすべての子どもの均等割を減免します

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

子育て世代の負担軽減のため、国民健康保険に加入する18歳以下の子どもにかかる国民健康保険税均等割額を減免します。

減免の対象となるのは、令和8年3月31日時点で18歳以下の子どもの均等割です。減免を受けるために、手続きを行う必要はありません。

産前産後期間の所得割及び均等割を減免します

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

子育て世代の負担軽減のため、出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税所得割額及び均等割額を減免します。

必要な書類についてはお尋ねください。

▽対象者

基山町国民健康保険被保険者で、出産日が令和5年11月1日以降の人（妊娠85日以上での死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含みます。）

▽減免される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）



令和7年度 課税限度額が変更になりました

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

国民健康保険税には課税限度額が設定されており、限度額を超えて課税されないことになっています。令和7年度の課税限度額をお知らせします。

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ^{※1}	※1
66万円	26万円	17万円	介護納付金分の課税額は、40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者のみ

また、所得が少ない世帯に対する軽減は、次のとおり変更となります。

軽減割合	所得の基準
2割	基礎控除額43万円 + 56万円×被保険者数 + 10万円×（給与所得者等 ^{※2} の数－1）以下
5割	基礎控除額43万円 + 30万5千円×被保険者数 + 10万円×（給与所得者等の数－1）以下
7割	基礎控除額43万円 + 10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※2 給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人のこと

令和7年度の国民健康保険税は、税率の改正はありません

入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額が改定されます

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

・食事療養標準負担額

令和7年4月1日から入院時の食事療養標準負担額（食費の自己負担額）が改定されています。

区分		食事療養標準負担額 (1食につき)	
		変更前	変更後
一般（下記以外の人）		490円※1	510円※1
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ	過去1年間の入院が90日以内	230円	240円
	過去1年間の入院が91日以上	180円	190円
低所得者Ⅰ		110円	110円

※1 難病の医療助成を受ける方など、一定の要件に該当する場合は【変更前：280円→変更後：300円】となります。

・生活療養標準負担額

令和7年4月1日から療養病床に入院する65歳以上の方の生活療養標準負担額（食費・居住費の自己負担額）が改定されます。

	食費（1食につき）		居住費 (1日につき)
	変更前	変更後	
一般（下記以外の人）	490円※2	510円※2	370円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ	230円	240円	
低所得者Ⅰ	140円	140円	

※2 一部医療機関では【変更前：450円→変更後：470円】となる場合があります。

医療機関で支払う一部負担金の減免及び徴収猶予について

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

災害や収入の著しい減少等特別な理由により、医療機関で支払う一部負担金（医療費の自己負担分）の支払いが困難な場合、世帯主の申請により、一部負担金の免除、減額または徴収を猶予することができます。

■対象となる特別な理由

1. 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、または心身に障がいを受けたとき
2. 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき
3. 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき
4. 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
5. 1～4に掲げる事由に類する事由があったとき

有料広告

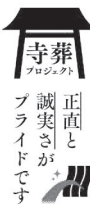


料金・内容・品質で葬送の理想をご提案

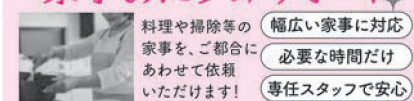
「わが家でお葬式」「お寺でお葬式」



シンプルプラン 288,000円 (税込316,800円)
ベーシックプラン 398,000円 (税込437,800円)



家事おたすけサポート



空家おたすけサポート
所有されている空家を、毎月定期的に訪問・確認します！

天の川 0120-85-7851 天の川 自宅葬 検索 ホーム ページ



初回価格など詳しくはWebへ 天の川 家事おたすけ 検索 LINE